

令和5年2月定例教育委員会会議録

鳴門市教育委員会2月定例教育委員会は、2月6日招集告示。

2月13日18時、市分庁舎教育委員会会議室で開会。

同日 18時55分閉会した。

・出席者

教育長 三浦教育長

委員 甲斐委員 加藤委員 濱川委員 川上委員

事務局職員 小川教育次長 笠原教育総務課長 坂東教育総務課副課長

その他職員 梶原学校教育課長 李保生涯学習人権課長

岡教育支援室長 福島図書館長

・傍聴者

1名

・会議は、教育長が議事を進行した。

・議事の内容は次のとおりである。

議案第2号 鳴門市職員定数条例の一部を改正する条例について

議案第3号 市議会の議決を経るべき議案（財産の無償譲渡について）の意見の申し出について

議案第4号 令和5年度教育委員会所管に係る一般会計当初予算（案）の意見の申し出について

議案第5号 鳴門市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する協議について

・教育長は、18時、2月定例教育委員会の開会を宣した。

・教育長は、会議録の朗読を事務局に求めた。

坂東教育総務課副課長は、1月定例教育委員会の会議録を朗読した。

・教育長は、会議録の承認について諮り、全委員異議なく承認した。

・教育長は、議案第2号「鳴門市職員定数条例の一部を改正する条例について」、議案第3号「市議会の議決を経るべき議案（財産の無償譲渡について）の意見の申し出につい

て」、議案第4号「令和5年度教育委員会所管に係る一般会計当初予算（案）の意見の申し出について」、議案第5号「鳴門市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する協議について」は、市長の権限に属する予算編成など議会の議決を要する議案の原案作成に関すること及び市の組織の見直しにも関わることであり、公表内容やその時期等についても市長部局が現在調整中であることから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項ただし書の規定により、会議を非公開としたい旨提案し、全委員異議なく承認した。

- ・教育長は、議案第2号 鳴門市職員定数条例の一部を改正する条例について、事務局に説明を求めた。

笠原教育総務課長は、教育委員会事務局の現在の条例上の職員定数と令和5年4月1日の想定職員数との差を考慮し、教育委員会事務局の定数を減員することとしたことから、地方自治法第172条第3項の規定に基づき、鳴門市職員定数条例の一部改正を行いたい旨、説明した。

(会議の内容については、非公開)

- ・教育長は、議案第2号について諮り、協議の結果、全委員異議なく原案どおり決した。
- ・教育長は、議案第3号 市議会の議決を経るべき議案（財産の無償譲渡について）の意見の申し出について、事務局に説明を求めた。

笠原教育総務課長は、令和5年2月15日開会の令和5年市議会第1回定例会に提出する予定の議案（財産の無償譲渡について）について、説明した。

(会議の内容については、非公開)

- ・教育長は、議案第3号について諮り、協議の結果、全委員異議なく承認した。
- ・教育長は、議案第4号 令和5年度教育委員会所管に係る一般会計当初予算（案）の意見の申し出について、事務局に説明を求めた。

笠原教育総務課長は、令和5年2月15日開会の令和5年市議会第1回定例会に提出する予定の教育委員会の所管に係る当初予算（案）について、説明した。

(会議の内容については、非公開)

- ・教育長は、議案4号について諮り、協議の結果、全委員異議なく承認した。
- ・教育長は、議案第5号 鳴門市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する協議について、事務局に説明を求めた。

笠原教育総務課長は、教育委員会の権限に属する事務の一部を市長の補助機関であるその職員に補助執行させることについて、地方自治法第180条の7の規定に基づき市長に協議を申し入れる必要があることから承認を得たい旨、説明した。

(会議の内容については、非公開)

- ・教育長は、議案第5号について諮り、協議の結果、全委員異議なく原案どおり決した。
- ・教育長は、18時55分、閉会を宣した。
- ・その他の事項は次のとおりである。

教育長は、3月定例教育委員会を、3月8日16時30分から開催することを確認した。